

2 職務の内容、職務の成果等について(最低賃金法施行規則第5条柱書)

(1) 職務の内容(職務の困難度、責任の度合い)

(2) 職務の成果(一定時間当たりの労働によって得られる結果)

(3) 労働能力(指示の必要性、複雑業務の遂行の可否)

(4) 経験等(これまでの経験、今後その経験を生かしてどのような能力を発揮することが期待されるか)

3 減額率

<p>職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を勘案した 最低賃金法施行規則第5条の減額率</p>	<p style="text-align: right;">%</p> <p>(小数点以下第1位まで)</p>
---	---

上記減額率は、前頁1(2)の労働能率の比較により算出した減額率の上限よりも高くすることはできません。

減額率算定表

記載例

(精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者)

減額対象労働者	氏名	労働 太郎
	作業内容(具体的に記入) 商品の箱詰め、商品の包装、清掃	

1 労働能率の比較

(1) 比較対象労働者の選定

減額対象労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金と同程度以上の賃金が支払われているもののうち最低位の能力を有する方を「比較対象者」として選んでください。

比較対象労働者	氏名	賃金 二郎	支払金額	時給(換算)単価	1,000 円
	従事業務の種類及び経験年数 商品の出荷、7年 作業内容(具体的に記入) 商品の箱詰め、商品の包装、清掃など				

(2) 対象労働者の作業実績(最大4つの複数作業の加重平均に対応)

作業月日	商品の箱詰め 作業 A 60.0%				商品の包装 作業 B 30.0%				清掃 作業 C 10.0%				作業 D			
	比較対象労働者		減額対象労働者		比較対象労働者		減額対象労働者		比較対象労働者		減額対象労働者		比較対象労働者		減額対象労働者	
	作業時間	作業数量	作業時間	作業数量	作業時間	作業数量	作業時間	作業数量	作業時間	作業数量	作業時間	作業数量	作業時間	作業数量	作業時間	作業数量
4月 1日	1時間	90個	1時間	60個					0.25 時間	14m ²	0.25 時間	10m ²				
4月 2日	1時間	100個	1時間	65個	30分	20個	30分	11個								
4月 3日	1時間	85個	1時間	50個	30分	22個	30分	13個								
4月 4日	1時間	94個	1時間	62個					0.50 時間	33m ²	0.50 時間	21m ²				
4月 5日	1時間	103個	1時間	65個					0.25 時間	16m ²	0.25 時間	12m ²				
4月 8日	1時間	74個	1時間	48個	30分	18個	30分	9個								
4月 9日	1時間	80個	1時間	49個	30分	17個	30分	8個								
4月 10日	1時間	92個	1時間	60個	30分	20個	30分	11個								
4月 11日	1時間	90個	1時間	61個					0.25 時間	20m ²	0.25 時間	14m ²				
4月 12日	1時間	100個	1時間	63個					0.50 時間	43m ²	0.50 時間	29m ²				
4月 15日	1時間	84個	1時間	51個	30分	15個	30分	8個								
4月 16日	1時間	102個	1時間	67個												
4月 17日	1時間	91個	1時間	62個	30分	21個	30分	12個								
4月 18日	1時間	77個	1時間	50個					0.25 時間	18m ²	0.25 時間	12m ²				
月 日																
合計	14時間	1262個	14時間	813個	210分	133個	210分	72個	2時間	144m ²	2時間	98m ²				
1時間当たりの平均作業量	90.143 個/時間		58.071 個/時間		0.633 個/分		0.343 個/分		72m ² /時間		49m ² /時間		/		/	
比較対象労働者に対する労働能率の割合(%)	100%		64.422%		100%		54.135%		100%		68.056%		100%			

最低賃金法施行規則第5条の表による減額率(減額率の上限)

$$100\% - (A 60.0\% \times 64.422\% + B 30.0\% \times 54.135\% + C 10.0\% \times 68.056\% + D \times) = 38.30\%$$

(小数点以下第3位切捨て)

2 職務の内容、職務の成果等について(最低賃金法施行規則第5条柱書)

(1) 職務の内容(職務の困難度、責任の度合い)

- ・職務の難易度は、であり、である。
- ・責任の度合いは、の作業についてであり、の作業についてである。

(2) 職務の成果(一定時間当たりの労働によって得られる結果)

- ・職務の成果は、比較対象労働者と比べてである。
- ・の作業についてはであり、の作業についてはである。

(3) 労働能力(指示の必要性、複雑業務の遂行の可否)

- ・指示は、の場合であり、の場合である。
- ・複雑業務の遂行の可否については、の場合であり、の場合である。

(4) 経験等(これまでの経験、今後その経験を生かしてどのような能力を発揮することが期待されるか)

- ・これまでの経験により、現状はである。
- ・今後、経験を生かして、を期待したい。

3 減額率

職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を勘案した 最低賃金法施行規則第5条の減額率	30.0% (小数点以下第1位まで)
---	---------------------------

上記減額率は、前頁1(2)の労働能率の比較により算出した減額率の上限よりも高くすることはできません。